

平成29年3月12日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

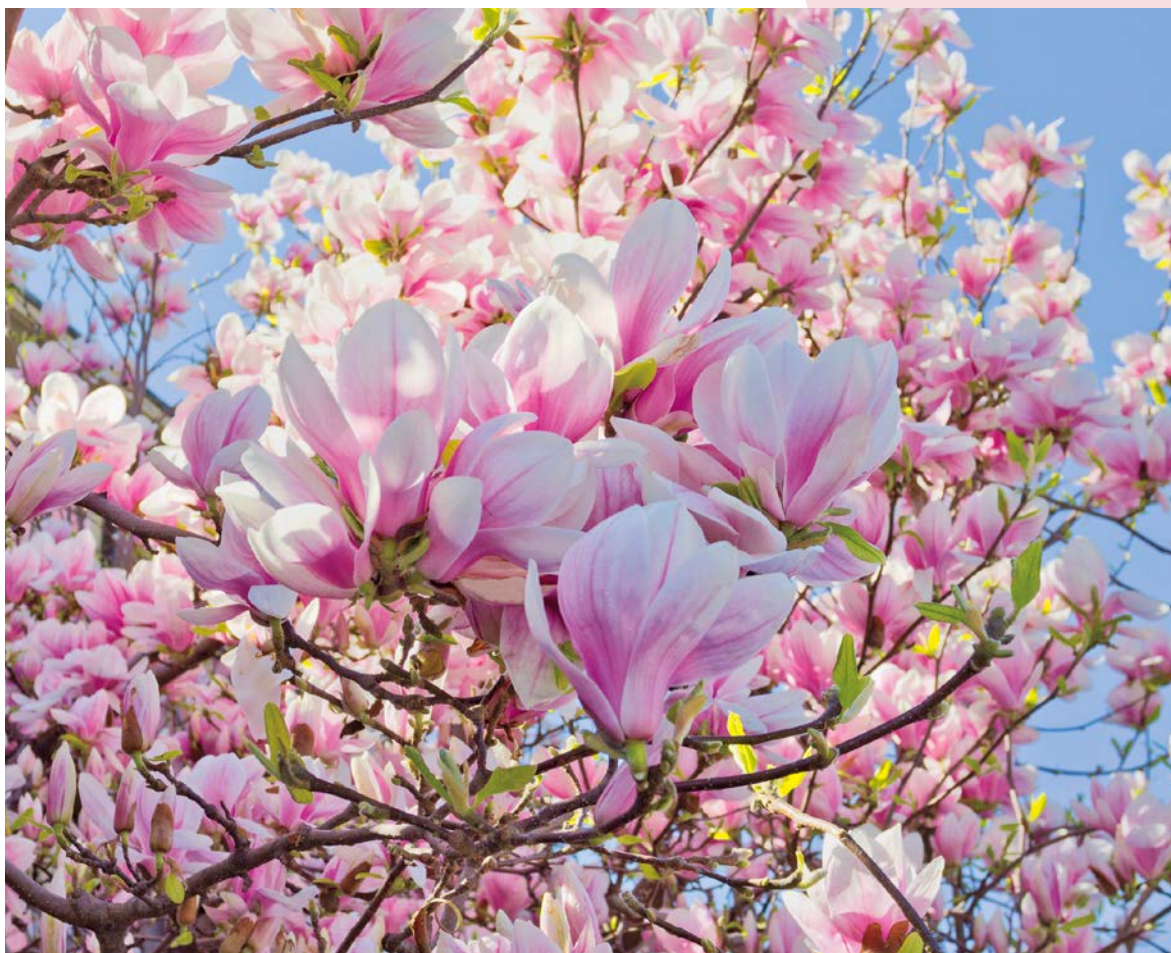
# EVER NEWS

連載

- 刑事事件手続について  
その2 略式裁判について
- 法改正の状況について  
その2

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 36



エバー総合法律事務所

## 刑事事件手続について その2 略式裁判について

**通**常、罪を犯した場合、逮捕による身柄の拘束をうけ（軽微な場合は逮捕されずに在宅事件とされることもあります）、警察・検察の捜査を経て、検察官が裁判にかけるかどうか（起訴）を判断します（逮捕後の流れについては当事務所ホームページ掲載バックナンバー vol.19をご覧ください）。窃盗罪のように懲役刑だけでなく罰金刑も規定されている場合に、懲役刑が相当であると判断されたり、争いのあるケースは公開法廷での裁判手続で判断されます。しかし、犯罪が比較的軽微な罰金又は科料相当事案で、被疑者も争っていない場合には、略式裁判（略式命令）といって、公開法廷での裁判を経ない、より簡易な手続で終わることができます。

適用される要件を述べると、①簡易裁判所の管轄に属する（事案が明白で簡易な事件）100万円以下の罰金又は科料に相当する事件について、②被疑者に略式手続を行うことに異議のない場合、であることが必要です。この場合に検察官の請求によって、正式裁判によらないで、検察官の提出した書面により裁判官が公開の法廷ではなく審査することになります。そして、略式命令が、簡易裁判所より発せられると、略式命令を受けた人（被告人）は、罰金又は科料を納付して手続を終わらせることができます（なお、不服がある場合には、正式裁判を申し立てる《略式命令を受け取ってから14日間以内》こともできます）。

もともと略式裁判が設けられたのは、事案が明らかでありかつ比較的軽微で、被疑者が罪を認めて反省している場合にまで正式裁判を行うことは煩雑ですので、迅速な処理や事務処理の軽減を図ることにあります。上記の窃盗罪以外にも、追突事故を起こして怪我

を負わせてしまった場合の交通事故案件や、酒気帯び運転などの道路交通法違反（いわゆる赤切符）なども罰金相当事案では略式裁判を受けることがあります。

平成18年に法改正される前の窃盗罪には罰金はありませんでした。ですから、例えば、万引きをすると窃盗罪として示談弁償して不起訴になるか、正式裁判しか方法がなかったのですが、罰金が設けられたので現在では略式裁判による処理も可能となりました。

正式裁判では、逮捕されている場合には被告人が拘束されたまま受けることとなりますが（保釈の場合を除く）、略式裁判の場合は被疑者の身柄は釈放されます。ただ、逮捕された場合、通常起訴か略式裁判かの判断期間として、通常最大23日間（逮捕後の勾留2日、検察送致後の勾留1日、勾留状発令後10日、再勾留10日）は捜査期間として勾留されることが多く、略式裁判に該当するといえどもこの期間の身柄拘束は覚悟する必要があります。

では、略式命令が発令されても罰金を納めない場合はどうなるのでしょうか。この場合は労役場で強制的に働かされることとなります。罰金に相当する期間労役場に収容されることになり、裁判官が決めた一日の金額（1日5,000円が多いようです）で罰金相当日数分お務めすることになります。

以上のように、略式裁判のメリットは正式裁判を受けずに早めに釈放されることにありますが、略式命令も有罪判決と同じですので前科がつくこととなります。ですから、軽微な罪といえども示談により不起訴になる可能性があるのでしたら、不起訴の方向をめざすことも必要です。お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成29年3月14日(火)、3月22日(水)、3月30日(木)、4月5日(水)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 法改正の状況について

## その2

昨年の法改正については、成年後見事務の改正法施行（郵便物転送の囑託、死後事務の規定・明確化）、民法の一部改正施行（女性の再婚禁止期間の6か月から100日への短縮化）などが行われました。事業者関係でいうと、特定商取引に関する法律の一部改正、消費者契約法の一部改正、個人情報保護法の改正が行われています。順に紹介いたします。

### 1 特定商取引法改正について（本年施行予定）

今回は高齢者の被害を防止するなどの観点から、適用対象の指定権利制度を見直して、「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであって政令で定めるもの」に加えて「社債その他の金銭債権」「株式会社の株式、合同会社、合名会社若しくは合資会社の社員の持分若しくはその他の社団法人の社員権又は外国法人の社員権でこれらの権利の性質を有するもの」の3種類が対象とされました。政令の整備によって明確化されると思いますが、例えばお墓の利用権、有料老人ホームの利用権、未公開株式（金融商品取引法の規制対象取引は適用除外です）などの訪問販売、通信販売、電話勧誘販売はこの法律の適用対象になると考えられます。それから通信販売については、消費者の事前の承諾等を得ることなく一方的にFAX広告を送ることを行政処分の対象（すでに電子メール広告については規制対象とされています）とし、訪問販売に導入されている過量販売の規制（日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品等の販売の解除）を電話勧誘販売にも適用することとしました。加えて取消期間を追認できる時から1年間に延長しました（消費者契約法も同様に延長しています）。

### 2 消費者契約法の改正について

（平成29年6月3日施行予定）

こちらについても高齢者の判断力低下に乗じた被害の防止という観点などから改正が行われました。重要事項について事実と異なることを告げられ、告げられた内容が事実であると誤認した場合は取消することができることとされていま

すが、その重要事項について、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」が追加されました。これによって、たとえばシロアリがいると嘘の説明を受けてシロアリ駆除契約を締結した場合には取り消すことができることとなります。そのほかに、特定商取引法の改正と同様に過量契約の取消規定の新設、取り消した場合の返還義務を現存利益に限定すること（使用した部分の返還義務を負わない）、消費者取消権の行使期間の伸長（前記）、法定解除権排除条項（債務不履行や瑕疵担保責任による解除権の放棄させる条項です）は無効とされました。これまで契約に解除権排除条項を規定していた方は見直しが必要です。

### 3 個人情報保護法の改正について

（平成29年5月30日施行予定）

平成15年5月30日に施行（全面施行は平成17年4月）されてから10年ぶりの大改正となりました。改正により同法は、取扱情報が5000人以下の小規模事業者も対象となります。個人情報の定義が明確化されました。また、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実など不当な差別や偏見を生じないように特に配慮すべき情報として要配慮個人情報が定められ、これらは本人の同意を得ずに第三者に提供することは禁じられます。加えて個人情報を第三者へ提供する際には記録作成を行う必要があります。名簿業者対策として、個人情報取扱事業者は、本人が拒否した場合のみ第三者提供しない方法（オプトアウト方式）については、個人情報保護委員会（新設）への届出が必要となりました。

これまで適用外だった事業者も個人情報の取扱について見直しが必要とされることになりました。業務の進め方でお悩みの場合にはご相談ください。





# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

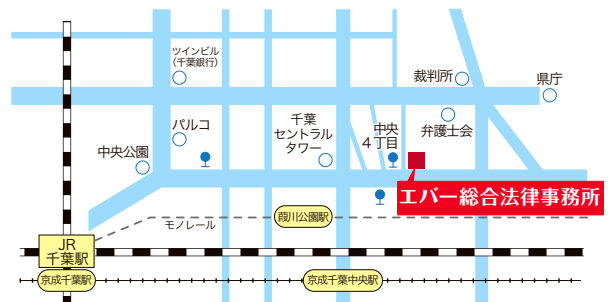
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。